

■ **さまざまな悪質商法に気をつけましょう！**

【事例1】健康食品

「注文のあった健康食品を代金引換で送る」と電話があった。「注文していない」と断ると、「確かに注文している。支払わないと訴える」と脅され、翌日商品が届いた。

【アドバイス1】

消費者が承諾していないにもかかわらず、一方的に商品が送りつけられた場合には、支払義務はなく、受け取る必要もありません。

【事例2】投資用マンション

投資用マンション購入の勧誘電話が職場や自宅に頻繁にかかる。断ってもかかってくる。

【アドバイス2】

平成23年10月1日に施行された改正宅地建物取引業法施行規則で、契約しない旨の意思表示をしている相手へ勧誘を継続することや、迷惑を覚えさせるような時間の電話、または訪問による勧誘は禁止されました。

【事例3】魚貝類

電話勧誘販売でカニを買わされた。しつこく言われて断れなかったが、断りたい。

【アドバイス3】

生鮮食品でも、電話勧誘販売で契約した場合は、特定商取引法に基づき「法律で定められた事項が書かれた書面（法定書面）を受け取った日」から8日以内であれば、クーリング・オフができます。また、特定商取引法では、電話勧誘販売で勧誘を拒否した人への継続勧誘や再勧誘は禁止されています。

【事例4】短歌・俳句の新聞掲載

「上手な俳句ですね。雑誌に掲載しませんか」と電話があり、掲載料が85,000円と高額で不審に思い断ったが、後日、申込書や振込用紙等が届いた。

【アドバイス4】

勧誘を断っているにもかかわらず振込用紙が届いた場合は、契約は成立していないので代金を支払う必要はありません。

★被害にあわないために★

⇒ 「いりません」、「興味ありません」、「もう電話をかけないでください」とはっきりと断りましょう。業者名や連絡先も確認しておきましょう。

⇒ 事業者のうまい話をそのまま信じてはいけません。一旦電話を切って、家族や知人に相談し、自分でも調べるなど時間的な余裕を持ちましょう。

⇒ 「高値で買い取る」などの言葉を信じて、こちらから事業者に電話をかけることは絶対にしないでください。

### ★契約をやめたい時★

- ⇒ 電話による勧誘でも、契約した商品やサービスによって適用される法律が異なります。
- ⇒ 取引の種類によってはクーリング・オフできる場合があります。
- ⇒ クーリング・オフ期間が過ぎていたり、クーリング・オフできない契約でも、事業者のセールストークや勧誘方法に問題がある場合は、契約の無効や取消ができる場合があります。まずは、お住まいの市町村の消費生活相談窓口、または県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）に相談してみましょう。

---

### ■ 中央省庁からの新着情報（国民生活センター）

各府省等ホームページの情報から、消費者の生活にかかわる最新情報をお知らせします。

[http://www.kokusen.go.jp/g\\_link/gyosei.html](http://www.kokusen.go.jp/g_link/gyosei.html)

---

### ■ 消費者庁リコール情報サイト

PCから <http://www.recall.go.jp/>

携帯から <http://www.recall.go.jp/m/>

リコール情報メールサービス登録アドレス（PC用、携帯用）

<http://www.recall.go.jp/service/register.html>

---

### 【消費生活に関するご相談は・・・】

☆最寄りの市町村の消費生活相談窓口 ↓URL

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/soudanmadoguchi.html>

☆県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・相談電話：097-534-0999

◇消費生活特別相談

- ・受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・相談電話：097-534-0999

◇食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品の表示制度に関する質問など）

- ・受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・相談電話：097-536-5000

### ☆メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、[お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望](#)と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

- ・申込先 → [iness.csm@pref.oita.jp](mailto:iness.csm@pref.oita.jp)（メルマガ専用アドレス）

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

=====